

# 国立情報学研究所 UPKI 電子証明書発行サービス利用規程

〔平成26年11月21日〕  
制 定

## (目的)

第1条 本規程は、高等教育および学術研究に供する情報環境基盤のセキュリティ水準の向上を図るために大学共同利用機関法人 情報・システム研究機構国立情報学研究所（以下、「研究所」という。）が実施する UPKI 電子証明書発行サービス（以下、「本サービス」という。）の利用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (対象機関)

第2条 本サービスの利用の申請ができる機関は、次の各号の一に該当する機関とする。

- 一 大学，短期大学，高等専門学校，大学共同利用機関
- 二 国立大学法人，大学共同利用機関法人および公立大学法人，ならびに，学校法人であって学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第八十三条に定める大学もしくは同法第一百五十五条に定める高等専門学校を設置する機関
- 三 国公立試験研究機関，ならびに，高等教育機関の教育研究活動支援を目的とする法人
- 四 第一号から第三号に該当する大学・研究機関等が設置する機関
- 五 その他，本サービスの利用が必要であると研究所が認めた機関

## (利用申請)

第3条 本サービスを利用しようとする機関は，研究所が別に定める方法により利用の申請を行い，承認を得るものとする。

- 2 研究所は，利用の申請を審査し，利用の可否を決定する。研究所が承認した機関を本サービスの利用機関とする（以下，「利用機関」という。）。

## (承諾事項)

第4条 本サービスを利用しようとする機関は，本規程のほかに，次の各号に定める規程等を十分に理解し承諾するものとする。なお，研究所は，これらの規程等を公開するものとする。特別の指定がない限り，掲載または通知のときから改訂後の規程等が適用されるものとする。

- 一 国立情報学研究所 UPKI 電子証明書発行サービス利用細則
- 二 認証局証明書ポリシー (Certificate Policy)
- 三 電子認証基盤認証運用規程 (Certification Practice Statement)
- 四 その他，第11条により定めて公開した事項

(体制)

第5条 本サービス利用のため、利用機関毎に次の各号の者をおくこと。

- 一 機関責任者
- 二 登録担当者
- 三 利用管理者

(機関責任者)

第6条 機関責任者は、利用機関の長より委嘱を受け、本サービスの利用に関する責任を負う。

- 2 機関責任者は、当該機関に所属する常勤の教職員であつて、利用機関が第2条第一号、第二号、第三号または第五号のいずれかに定めるもの場合は、課長職以上もしくは准教授相当以上の者、第四号に定めるもの場合は、それを設置した機関に所属する課長職以上もしくは准教授相当以上の者であること。なお、機関責任者は利用機関毎に1名とする。

(登録担当者)

第7条 登録担当者は、機関責任者から任命を受け、証明書発行・失効・更新等にかかる審査及び業務を担当する。なお、登録担当者は複数名任命することができる。

(利用管理者)

第8条 電子証明書を管理する者（以下、「利用管理者」という。）は、登録担当者を通じて本サービスに対して電子証明書の発行・失効・更新等の申請を行う。

- 2 利用管理者は、電子証明書の秘密鍵の管理・保管について責任を負うものとする。
- 3 利用管理者は、当該機関に所属する常勤の教職員であること。ただし、利用機関が電子証明書の管理を外部委託している場合は、外部委託された者（法人の場合は、特段の理由がない限りその役員・正社員・正職員とする）をして利用管理者とすることができる。

(電子証明書の管理)

第9条 利用機関は、電子証明書の秘密鍵を扱う正当な権限がある人、組織、またはコンピュータシステム管理者（利用者という。）に対して、その秘密鍵の管理を適切に行うよう、規程やポリシーを定めるなどして、周知・徹底すること。

(取消)

第10条 研究所は、相応の理由がある場合に利用の承認を取り消すことができる。

(雑則)

第11条 本規程に定めるもののほか、本サービスの利用に必要な事項については、研究所が別に定める。

附 則

この規程は、平成26年11月21日から実施する。